

新田原基地の緊急時の使用について

■ 平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、緊急時の使用のための施設整備は、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて行われることを合意。



■ 緊急時には、12機程度の戦闘機、1機程度の輸送機及び200人程度の軍人を受け入れられる施設が必要であることを日米間で確認。

■ 本年10月24日、必要となる施設整備について、日米間で合意。

【施設整備の概要】

新田原：駐機場、燃料タンク、弾薬庫、庁舎、倉庫、誘導路の改修 等

駐機場：既存の駐機場では米軍機を駐機するための十分なスペースがないため駐機スペースを新設

燃料タンク：緊急時に米軍機が飛来した際に燃料が必要となるため既設の燃料タンクを大型のタンクに建替

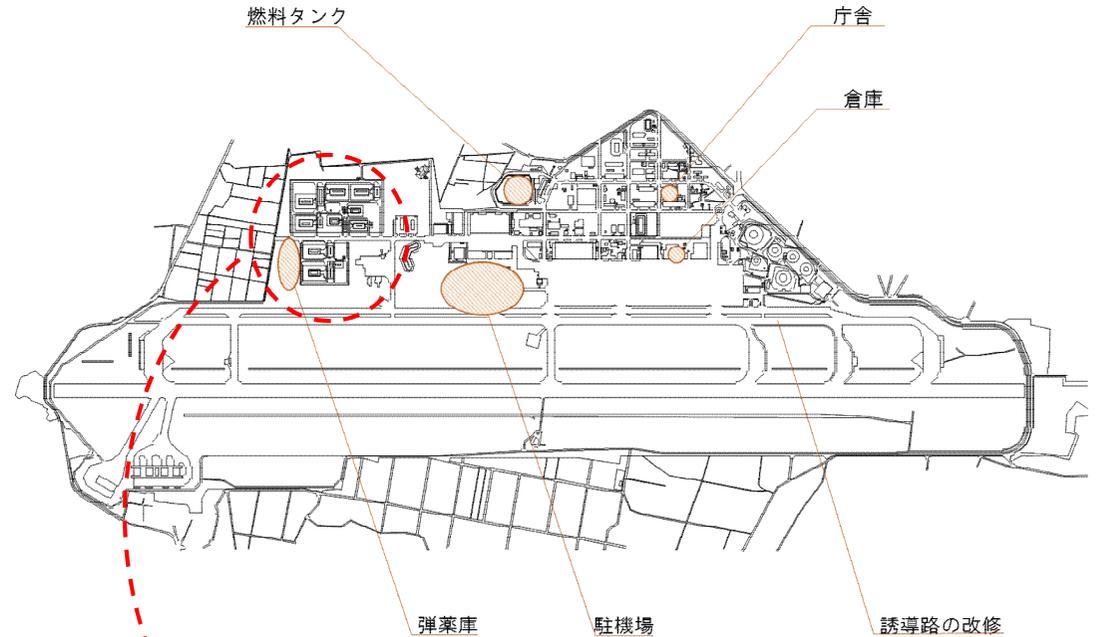
弾薬庫：米軍の弾薬を安全に保管するため弾薬庫を新設

庁舎：米軍が会議等を行うスペースがないため新設

倉庫：米軍の貨物を集積するスペースがないため新設

誘導路の改修：米軍の輸送機が運用できるように誘導路の一部の舗装を改修

新田原基地における施設整備の概要



○ 米軍の弾薬を安全に保管するためには、国内法に基づいた非常に堅固で安全な建物である弾薬庫の整備は不可欠

○ 弾薬庫については、新田原基地などの自衛隊の飛行場にある弾薬の保管施設と同様に、自衛隊施設としての安全基準を満たし火薬類取締法等の関係法令に基づいた施設を整備

Q 1. 「緊急時」の定義とは？

➢ 緊急時とは、我が国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に係る様々なケースが考えられますので、一概に申し上げることは困難ですが、あえて例えるならば我が国が武力攻撃を受けた場合というものも該当すると考えています。

Q 2. 緊急時使用により新田原基地を使用する期間は？

➢ 緊急時において、その事態が解消されるために必要最低限の期間、米軍が新田原基地を使用することとなるため、米軍が新田原基地に常駐することはありません。緊急時への対応が終わった後、できるだけ速やかに終了することとなります。

Q 3. 普天間飛行場から緊急時の航空機受入れ機能が移るのはいつ頃なのか？

➢ 普天間飛行場が有している緊急時の航空機受入れ機能については、新田原基地と築城基地の滑走路延長を除く施設が整備され提供手続が完了した後、移転する予定です。

Q 4. 施設整備の完了時期は？

➢ 新田原基地が緊急時のために必要となる施設については、2022年度までに米側へ提供できるよう整備を進める予定です。

Q 5. 米軍が施設を使用するに当たり、どのような手続が必要となるのか？

➢ 緊急時使用のために必要な施設については、自衛隊の財産として整備された後、地位協定2条4項(b)に基づき、米軍が限定使用できるように提供手続を行います。

Q 6. 整備される施設について、米軍が使用する期間以外はどのように取り扱われるのか？

➢ 緊急時使用のために整備される施設は、米軍が使用していない期間において、自衛隊が必要に応じ使用するなど適切に維持管理することとなります。

Q 7. 緊急時使用のために整備される施設は、訓練移転（ATR）や日米共同訓練の際にも使用されるのか？

➢ 緊急時使用のために整備される施設については、訓練移転（ATR）を含む日米共同訓練等を目的として新田原基地を使用する場合、現地部隊間で調整の上、必要に応じ使用することが可能となります。

Q 8. 訓練移転（ATR）や日米共同訓練が増加するのか？

➢ 緊急時使用のための施設整備に伴い、訓練移転（ATR）などの日米共同訓練を増加させる考えは、現在のところありません。防衛省としては、現在の日米共同訓練等を行う場合、新田原基地の使用条件である「年間総使用日数（56日）と1回当たりの使用期間（約2週間以内）」の範囲内において、引き続き、当該訓練を実施する考えです。

Q 9. 緊急時使用に備えた訓練は実施されるのか？

➢ 新田原基地においては、訓練移転（ATR）により、米軍機が使用しているため、別途、緊急時使用に備えた訓練を実施する計画はありません。

Q 10. 普天間飛行場から緊急時の航空機受入れ機能が移ると、新田原基地周辺における騒音は増加するのか？

➢ 緊急時使用に備えた訓練を実施する計画がないため、現在の新田原基地における運用の態様が変わりはなく、騒音の状況に変化は生じないものと考えています。

Q 11. 弾薬庫の建設は危険なのか？安全性に問題はないのか？

➢ 防衛省としては、米軍が新田原基地で運用する際には、安全面の確保が重要と考えており、米軍の弾薬を安全に保管するためには、国内法に基づいた非常に堅固で安全な建物である弾薬庫の整備は不可欠なものです。弾薬庫については、新田原基地などの自衛隊の飛行場にある弾薬の保管施設と同様に、自衛隊施設としての安全基準を満たし火薬類取締法等の関係法令に基づいた施設を整備する予定です。

Q 12. 弾薬庫の建設理由は？

➢ 本年10月24日に日米間で合意した緊急時の使用のための施設整備は、普天間飛行場に現に所在している施設を移設するものではなく、同飛行場が有している緊急時の航空機受入れ機能を新田原基地へ移転するためのものです。普天間飛行場には弾薬庫は所在しておらず、同飛行場に配備されている航空機については、嘉手納飛行場において弾薬搭載作業を行っていることと承知しています。新田原基地における弾薬庫の整備は、このような近隣の米軍施設からの支援を受けながら普天間飛行場が果たしている緊急時の航空機受入れ機能を、新田原基地へ移転するために必要な施設整備です。